

「正規の簿記」としての自計式農家経済簿

古塚 秀夫

1 はじめに

農業簿記記帳の必要性は、今日まで、主として経営管理（内部報告）を目的として、いわれてきた。しかし、青色申告や融資、補助金交付を受けるために、利害関係者である税務当局、金融機関、国家公共団体への報告の機会も増加しており、外部報告面でもその必要性が高まっているのも事実である¹⁾。

農業経営に関する外部報告を行う場合に、会計処理の拠どころとなるものを「農業会計原則」とするならば、それに準拠して外部報告がなされなければならない。阿部亮耳先生、頼平先生などが「農業会計原則」の定立に努力しておられるが²⁾、今なお、この原則を示すには到っていない。したがって、現状では、農業経営の特異性を考慮した外部報告がなされなければならないが、それが「企業会計原則」を無視したものであってはならないと考える³⁾。

①外部報告における農業簿記記帳の必要性の高まりと、②「企業会計原則」に準じた外部報告をすることの必要性のために、本稿では、「企業会計原則」の「一般原則」にある「正規の簿記」に焦点をあてて、自計式農家経済簿（以下自計式簿記という）が「正規の簿記」に該当するかどうかを検討したい⁴⁾。

- 1) 文献 [1] を参照。
- 2) 「農業会計原則」に関する阿部・頼平先生の研究成果として、文献 [2] [11] がある。とくに頼平先生は、本稿でいう外部報告だけを目的とした会計原則ではなく、内部報告をも目的とした「農業会計原則」を考えておられる。
- 3) 文献 [9] を参照。
- 4) 本稿で自計式農家経済簿を考察対象としたのは、農家経済の構造、農家の記帳能力から日本の一般的な農家にとって、その簿記様式が最適であると考えているからである。

2 「企業会計原則」の内容

「正規の簿記」について検討する前段階として、本節では、「企業会計原則」について説明しておきたい。

「企業会計原則」は、「前文」、「一般原則」、「損益計算書原則」、「貸借対照表原則」から構成されている。「前文」では、「企業会計原則」の目的、性格などが述べられている。性格の

1つとして、「企業会計原則は、(中略)すべての企業がその会計を処理するに当って従わなければならない基準である」(原文)がある。すなわち、この原則は、企業が外部報告を目的として会計処理を行うときの指針といえる。

「一般原則」は、「損益計算書原則」と「貸借対照表原則」の両原則を支える基礎であり⁵⁾、7つの原則から構成されている。第1の原則は「真实性の原則」といわれるもので、「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない」(原文)のである。この真实性は、2つの相対的真實性を意味している⁶⁾。1つは、旧ドイツ商法の貸借対照表に要求された絶対的真實性に対する意味での相対的真實性である。もう1つは、「真实性の原則」以外の「企業会計原則」にしたがっていれば真実であるという意味での相対的真實性である。第1の原則は、「一般原則」における他の6つの原則の上位に位置して、他の6つの原則は、会計における真實性を實現するための原則であると一般に理解されている。

第2の原則が「正規の簿記の原則」であり、「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない」(原文)のである。「一般原則」における7つの原則のうち原文で原則と明記されているのは、「正規の簿記の原則」だけであり、このことと、「真实性の原則」の次に位置することから第2の原則は重要な原則といえる。

ただし、その解釈には広義と狭義がある⁷⁾。広義の解釈は、第2の原則を「真实性の原則」の実質的内容であると解したり、公正妥当な会計処理基準と同意義に解するものである。狭義の解釈は、第2の原則を形式面に係る原則、すなわち、財産および資本の増減・変化を記録する簿記に関する原則と解するものである。この場合の簿記とは、記録技術を指している。一般には狭義の解釈がなされており、本稿もこの解釈にしたがいたい。したがって、農業経営の特異性である結果財の増加・増殖額や内給生産要素などの認識・測定方法は、本稿では取り扱わない。

第3の原則から第7の原則は、「資本取引・損益取引区別の原則」、「明瞭性の原則」、「継続性の原則」、「保守主義の原則」、「単一性の原則」と呼ばれているが、その説明は省略する。

5) 文献[6] P.23 を引用。

6) 文献[3][6]を参照。

7) 文献[6]を参照。

3 「正規の簿記」の要件と自計式簿記

「正規の簿記」として、広く利用されているものは複記式複計算簿記(以下複式簿記という)である。しかし、「正規の簿記」の要件を満たすものであれば、複式簿記以外でも良いと

解することができる⁸⁾。その要件として、①記録の網羅性、②記録の検証性、③記録の秩序性が一般にあげられている⁹⁾。

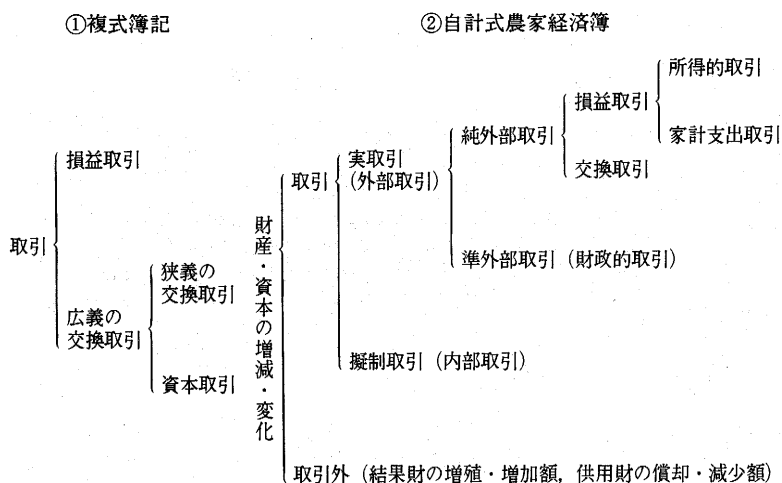
本節では、「正規の簿記」として一般に認められている複式簿記と自計式簿記を対比しながら、自計式簿記がこの3つの要件を満たしているかどうかを検討したい。

(1) 記録の網羅性

記録の網羅性とは、記録すべき(複式)簿記上の取引をすべて洩れなく正確に記録することである¹⁰⁾。自計式簿記がこの要件を満たしているかどうかは、「正規の簿記」である複式簿記の取引が、自計式簿記においてどのように記録されているかを検討することによって明らかにすることができる。以下では、このことを検討したい。

まず、複式簿記における取引であるが、それは財産および資本の増減・変化をひきおこす一切の出来事を指す。そして、取引は原始帳簿である仕訳帳にすべて記録される。複式簿記における取引を分類すると図1の「①複式簿記」になる。

次に、自計式簿記の取引を分類すると図1の「②自計式農家経済簿」(以下図1②と略す)になる。自計式簿記と複式簿記では、取引の概念規定が異なるために、図1②では、複式簿記における取引、すなわち、財産および資本の増減・変化をひきおこす出来事から分類をはじめている。自計式簿記では、流通界で生起する対人的取引(流通取引)を取引と呼んで、



- 注1) 「①複式簿記」において、「広義の交換取引」とは損益取引に対して用いられている場合をいう。「広義の交換取引」のうち、①財産形態だけが交替する取引を「狭義の交換取引」とし、②資本の増減をまねく取引を「資本取引」としている。また、「企業会計原則」の資本取引に対する損益取引とは、図の「損益取引」と狭義の交換取引を指すと考えられる。
- 2) 「②自計式農家経済簿」の取引とは、自計式農家経済簿という取引概念であり、「財産・資本の増減・変化」は「①複式簿記」の取引を指す。

図1 簿記様式別取引の分類

流動界で生起する対自然的取引（流動取引）と区別している。そして、便法を用いて対人的取引から対自然的取引を把握して、損益計算を行っている（この点は複式簿記も同様である）。しかし、対人的取引からの把握には限界があり、損益計算に補正が必要となる。これを図1②の「取引外」に示しており、これらは棚卸によって明らかにされて、「財産台帳」（図2を参照）に記録される。そして、決算において動態的計算（損益計算）の修正に用いられる。「取引外」は複式簿記における損益取引に当たる。図1②の「取引」は、「準外部取引」を除いて「現金現物日記帳」（図2を参照）に記録される。「取引」は、①農家経済外部との取引である「実取引」と、②農家経済内部における所得経済部面（農業経営）と家計経済部面との「擬制取引」である生産物家計仕向とに分かれる。後者は複式簿記における損益取引と資本取引とが同時に生起したものである。「実取引」は、①純粋に農家経済外部との取引である「純外部取引」と、②営業経済（農業経営）と母体経済との取引である「準外部取引」とに分かれる。「準外部取引」は複式簿記における資本取引に当たる。この取引には、資本の「元入れ」、「増資」と「引出し」とがある。「引出し」は、一般には「家計支出」欄と「生産物家計仕向」欄に洩れなく記録されている。

ただし、子女などへ財産を分与する場合には、年度の中間に分与が生起しても、次年度の開帳を行う直前に、旧年度末と新年度始との間において分与が生起したものとみなして旧年度末財産台帳の数字を（朱筆）修正して年度始在高としている¹¹⁾。「元入れ」などもこれと同じ記録方法をとる。「財政的取引」は、本来なら「現金現物日記帳」に記録されるべきであるが、このような便法を記録方法で採用するのは、①農家経済では、資本の「元入れ」や財産分与などによる資本の「引出し」は1会計期間においてほとんど生起しない取引であることと、②（①と関連するが）「現金現物日記帳」は「純外部取引」を記録対象にしているため

財 産 台 帳

年度始 価 額	償 却 減 少	増 殖 増 加	財産的取引 による増減	年度末 価 額

現 金 現 物 日 記 帳

収 入		支 出			残 金	生 産 物 家 計 仕 向
所得的 収 入	財産的 収 入	所得的 支 出	家 計 支 出	財産的 支 出		

注) 文献(7)P.165に一部手を加えて引用する。

図2 自計式農家経済簿の帳簿形式

ある。

「純外部取引」は「損益取引」と「交換取引」とに分かれる。この「交換取引」は複式簿記における「狭義の交換取引」に当たる。「損益取引」には、自計式簿記の記録・計算の対象が農家経済全体にあるために、「家計支出取引」も含まれる。「所得的取引」が複式簿記における損益取引に当たる。

以上のように、複式簿記における取引は、自計式簿記では「現金現物日記帳」または「財産台帳」のいずれかに記録される。したがって、自計式簿記は、記録の網羅性を満たすことになる。

(2) 記録の検証性

記録の検証性とは、記録が真実の証拠書類に照らして検証可能なことである¹²⁾。記録の網羅性を満たしている複式簿記、自計式簿記では、原始帳簿である「仕訳帳」、「現金現物日記帳」に、(それぞれの簿記で概念規定した)取引が網羅されて、正確に記録される。しかし、記録の検証性は、これらの帳簿の記録が正確であるかどうかを客観的証拠によって検証できなければならないとしている。さらに、自計式簿記では、複式簿記における取引が「財産台帳」にも記録されているために、この記録も検証の対象になる。

しかし、自計式簿記に限らず農業簿記は、「純外部取引」だけを検証の対象とすべきであろう。すなわち、一般農家では、外部報告において「準外部取引」、「擬制取引」、「取引外」まで証拠書類(例えば減価償却計算計画表など)を作成する慣習はない。また、一般農家において、そこまで作成する手間とそこから得られるものを考えると、そのような証拠書類を作成する必要性はないであろう。「準外部取引」や「擬制取引」などの記録の正確性は、次項で述べる簿記の自己監査機能によって、包括的に検証することができると解する。このように考えると自計式簿記も記録の検証性を満たすことになる。

(3) 記録の秩序性

記録の秩序性とは、組織的・秩序的な記録、すなわち、原始帳簿から最終財務諸表までの各会計記録が一定の法則に基づいて、相互関連性をもって整備されていることである¹³⁾。このような意味をもつ記録の秩序性は、簿記が自己監査機能をもつことを暗に要求していると考えられる。一定の法則に基づいて、複式簿記および自計式簿記が記録されていることは、周知のとおりである。したがって、以下では、自己監査機能について検討したい。

複式簿記では、自己監査は試算表の作成から決算報告までの過程で行われる。試算表の作成時は、その貸借の合計が一致するかどうか、また、仕訳帳の貸借合計額と(合計)試算表の貸借合計とが一致するかどうかによって、元帳の計算・転記の正確性を確かめることができる。しかし、試算表の自己監査機能には限界があり、1つの取引の記録が仕訳帳になされなかった場合や、1つの取引が仕訳帳に二重に記録された場合などは試算表で発見できない。

この試算表の自己監査機能の限界を補う機能が棚卸表にある。すなわち、元帳の残高と実際在高を比較することによって、仕訳帳および元帳の記録の正確性（取引が仕訳帳に二重に記録される誤りなど）を確かめることができる。経営成績の把握、すなわち、損益計算を重視する現在の企業会計における棚卸表の役割は、正確な収益および費用の把握（決算修正）にある。しかし、誘導法によって貸借対照表が作成されているために、仕訳帳や元帳の記録を自己監査する面から棚卸表が重要であるといえる。

棚卸表を作成してから決算修正するまでの計算の正確性は、修正後残高試算表の貸借合計一致または損益計算書と貸借対照表の純利益が等しくなることによって確かめることができる。したがって、複式簿記では、①試算表（修正後残高試算表を含める）、②（元帳残高との比較において）棚卸表、③財務諸表に自己監査機能がある。なお、以上では、試算表を決算手続において作成するものと考えているが、試算表は必要なときに随時作成することができるために、棚卸表を作成しなくても、上述したような自己監査をいつでも行うことができる。

自計式簿記では、①「現金現物日記帳」の「残金」欄と現金の実際在高とを照合するところと、②決算時の動態的計算（農家経済余剰）と静態的計算（農家財産純増加額）とが等しくなるところに自己監査機能を見出すことができる。

まず、「残金」欄と現金の実際在高との照合による自己監査であるが、自計式簿記の「現金現物日記帳」は、複式簿記における仕訳帳と現金元帳の性格をあわせもつ現金仕訳勘定元帳である。このことと、取引をすべて現金取引に分解して記録することから、「現金現物日記帳」の「残金」欄は、複式簿記における現金勘定元帳の残高や合計残高試算表の現金残高などと異なった性格をもつことになる。すなわち、「残金」欄と現金在高とを照合することによって、記録洩れ、誤記、計算の誤りの発見ができるが、この自己監査は非現金取引を含むすべての「純外部取引」が対象となっている。しかし、「収入」欄および「支出」欄において、財産的取引と損益取引とを誤って記録した場合や、種目の誤りなどは発見できない。これらの誤りは、①決算時と、②「貸借整理帳」や「現物整理帳」などの補助簿の「残額」、「残高」欄と実際在高との照合によって発見することができる。

次に、決算時における「現金現物日記帳」を中心に行う動態的計算と「財産台帳」に基づく静態的計算との照合であるが、これは複式簿記の損益計算書と貸借対照表の純利益の照合に当たる。ただし、「財産台帳」と貸借対照表では性格が異なる。すなわち、自計式簿記では、簿記に自己監査機能をもたせるために、棚卸の重要性を認めて静態的計算を動態的計算とともに重視している。したがって、「財産台帳」は、「現金現物日記帳」の財産的取引の記録に基づいて作成されるが、複式簿記における棚卸表の役割も一部担っている。これに対して、複式簿記では、元帳と棚卸表によって、貸借対照表が誘導される。

以上のように、自計式簿記は「正規の簿記」の3つの要件を満たしている。したがって、それは「正規の簿記」に該当する。単記式単計算簿記（以下単式簿記という）は、静態的計算か動態的計算のいずれか一方の単計算であるために、自己監査機能をもつことができない。

仮に、第1の要件と第2の要件を満たす単式簿記であっても、それは第3の要件を満たしていないため「正規の簿記」とはいえない。この点から第3の要件が、「正規の簿記」であるために最も厳しいものといえる。

簿記が「正規の簿記」の3つの要件を満たしている場合を「簿記の信頼性」が高いと表現するならば、「簿記の信頼性」と「記録の容易性」とによって、自計式簿記を次のように特徴づけることができる。すなわち、この簿記は、「簿記の信頼性」を高く保持しながら農家経済の構造、農家の記帳能力などを考慮して（複式簿記に比べて）「記録の容易性」を高めたものと理解することができる。なお、この「記録の容易性」とは、自計式簿記では、①借方、貸方という用語をさけて、②一切の取引を現金取引に分解し、③現金単記式にしているところから生まれる¹⁴⁾。

- 8) 文献 [3] [10] を参照。
- 9) 文献 [3] [5] [6] [10] を参照。
- 10) 文献 [6] P.26 を引用。
- 11) 文献 [8] P.320 を引用。
- 12) 文献 [6] P.26 を引用。
- 13) 文献 [6] P.26 を引用。
- 14) 文献 [8] を参照。

4 おわりに

一般農家では、経営と家計とが未分離な状態にあるために、自計式簿記は農家経済全体を記録・計算の対象にしている。しかし、外部報告の目的は、農業経営の経営成績と財政状態の把握・伝達である。この目的が「正規の簿記」である自計式簿記に求めるものは、①農業経営を記録・計算の対象とした場合でも、静態的計算と動態的計算の両計算を行うことができ、自己監査機能をもつことと、②農業経営における財政状態の把握である。したがって、今後、自計式簿記では、農業用の流通資産と負債を的確に把握することが課題となる。

参考・引用文献

- [1] 阿部亮耳『農業会計の展開』, 明文書房, 1981年
- [2] 阿部亮耳『現代農業会計論』, 富民協会, 1990年
- [3] 會田義雄『会計学 [新版]』, 国元書房, 1990年
- [4] 飯野利夫・山口年一・寫村剛雄『体系簿記論第2巻』, 税務経理協会, 1979年
- [5] 井上達雄『新財務諸表論 <全訂版>』, 中央経済社, 1979年
- [6] 中村忠編著『財務会計の基礎知識』, 中央経済社, 1982年
- [7] 大槻正男・桑原正信・菊地泰次『農業簿記精説』, 富民協会, 1975年
- [8] 大槻正男『大槻正男著作集第III巻農業簿記論』, 楽游書房, 1978年
- [9] 田中義英『農業会计学』, 明文書房, 1968年
- [10] 山本忠恕・寫村剛雄『体系財務諸表論 [理論編]』, 税務経理協会, 1991年

- [11] 頼平「農家経済経営における「農業会計原則」定立上の問題点」『農業計算学研究』, 第14号, 1981年10月